

平成 30 年 10 月 4 日

各市町教育委員会教育長様

広島県教育委員会教育長
(豊かな心育成課)

「学校現場のためのサイバーセキュリティ必携」の作成について (通知)

近年、スマートフォンをはじめとする様々な携帯型情報端末等の急速な普及に伴い、高い利便性が得られる一方、無料通信アプリや SNS、オンラインゲーム等の利用を通じて、長時間利用による生活習慣の乱れや不適切な利用によるいわゆる「ネット依存」や、ネット詐欺・不正請求等の「ネット被害」、SNS によるトラブルや自画撮りによる被害など、情報化の進展に伴う新たな問題が生じています。

県教育委員会では、これまで、「生徒指導資料 No. 29 携帯電話等 I T 機器の適切な使用に関する指導の在り方について」(平成 19 年 10 月付け通知)及び「携帯電話・インターネットのトラブル対応マニュアル」(平成 20 年 7 月付け通知)等を活用するなどして、各学校において、指導の充実を図っていただいているところです。

この度、県警察本部と県教育委員会とが連携し、「学校現場のためのサイバーセキュリティ必携」を新たに作成しました。

については、本資料を校内研修等で活用し、教職員の理解を深めるとともに、保護者に対しては、PTA 総会等において必要なページを印刷・配付するなど、様々な機会を通じて周知し、児童生徒がスマートフォン等に係る犯罪の被害者にも加害者にもならないよう、所管する学校を指導してください。

なお、本資料は、広島県教育委員会ホームページに掲載する予定です。

広島県教育委員会ホームページ URL

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/327150.pdf>

担当 生徒指導係
電話 (082)513-5043(ダイヤルイン)
(担当者 森原)